

「アイリッドアップパーマ」はライセンス契約が必要な技術です！

「アイリッドアップパーマ」の名称（商標）および技法（特許）、関連ノウハウの使用にはライセンス契約と、ライセンスフィーのお支払いが別途必要です。

セミナー受講をもつての使用許諾はしていませんのでご注意ください。

セミナー受講時までに電子署名、受講料、ライセンスフィーのお支払いをいただけない場合、セミナー受講はできません。

アイリッドアップパーマテクニカルセミナーお申し込みと ライセンス契約方法について

ご契約にあたり「みんなの電子署名」を使用します。下記よりアカウントを事前に作成していただくことでスムーズにご契約が完了します。

<https://es.vector.co.jp/>

1. ジャパン・アイリッドアップ協会ウェブサイト (<https://www.eyelidup.jp/>) より会員登録後、テクニカルセミナーの申し込みをします。
2. セミナー受講料の支払をします。(PayPal ウォレット・銀行振込)
3. お申し込み、お支払いを確認後、いただいた情報をもとに協会にて契約書を作成します。
4. ライセンス使用料の支払いをします。
5. 「みんなの電子署名」にて双方契約書に署名をします。

以上でセミナーへのお申し込み、ご契約が完了となります。

契約書作成後、「メール到着確認」を行います。

当協会と「みんなの電子署名 (notice@vector.co.jp)」からのメールを受信できるように、迷惑メールフォルダや受信設定についてご確認をお願いします。

契約書にご署名、ライセンス使用料のお支払いをいただけない場合、セミナー受講できません。